

新居浜市移住支援住宅に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への定住を推進するため、定住を希望する者（以下「定住希望者」という。）が利用することができる住宅に係る事務取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市外に住所を有する者が長期にわたり居住することを前提として、本市の住民基本台帳に記載されることをいう。
- (2) 移住支援住宅 日常生活を営むため、本市が定住希望者に貸し付ける住宅及び附帯施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 移住支援住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松原移住支援住宅	新居浜市松原町7番

(借受資格)

第4条 移住支援住宅を借り受けることができる者及びその者と同居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条に規定する借受けに係る申込み以前の過去1年間、本市に住民登録をしていない定住希望者であること。
- (2) 本市に定住するために住宅を必要とする者で、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を有する者であること。
- (3) 住民税を完納（住民税を免除されている場合を含む。）している者であること。
- (4) 第8条に規定する貸付料等を支払うことが可能であると認められる者であること。

(5) その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項第1号から第4号までの規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める場合は、移住支援住宅を貸し付けることができる。

(借受申込み)

第5条 前条の資格を有する者で、移住支援住宅の借受けに係る申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、移住支援住宅を利用しようとする日の14日前までに、市長の定めるところにより、当該申込みをしなければならない。

(契約)

第6条 申込者は、前条の規定による申込みのあった日から起算して10日以内に、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約を市長と締結し、移住支援住宅を借り受けるものとする。

(貸付期間)

第7条 移住支援住宅の貸付期間は、3年以内とする。

2 申込者は、前項の貸付期間を延長することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該契約期間を延長することができる。

3 貸付期間の初日及び満了日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除いた日とする。

(貸付料等)

第8条 移住支援住宅の貸付料等の額は、次のとおりとする。

間取り	貸付料等（月額）
2DK	30,000円
2LDK	35,000円

備考 貸付料等には共用部分の管理料及び1戸につき1台の駐車場の使用料を含む。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付料等を変更することができる。

- (1) 物価の変動等に伴い、貸付料等を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 住宅相互の間における貸付料等の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 移住支援住宅に改良を施したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 移住支援住宅の借受けに係る申込みに関し必要な手続その他の準備行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。